

## デブリン卿レポート試訳(4・完)

福島大学・法と心理学研究会

菅原郁夫

佐藤達哉

大山弘

岡田悦典

デブリン卿レポート（内務大臣に対する刑事事件に  
おける同一性識別証拠に関する部門委員会報告）

議長：デブリン卿

### 第6章 公判後の手続（POST-TRIAL PROCEDURE）

#### 1. 上訴と国王の赦免権（Appeal and Prerogative）

6.1 有罪宣告の後に出てきた新しい証拠をどのように取り扱うのかという問題は、ドーティー事件とヴィラーク事件において生じたものであり、また特に同一性が争われる事件において生じるものである。ある者が無実であったり、無実であるとその友人や親族が信じている場合、必然的に、彼らは犯罪を実行し得た者を推測し、発見されていない手がかりを探し、そして被告人のアリバイが時間的に遅くなっても補強される手段方法を調査しようとする。これらの調査の道筋が生産的であるとき、それが生み出すものは新しい証拠である。そして必然的に、新しい証拠に目を向けさせるために、控訴院や内務省に、ある

いはその両者に訴えがなされることになる。本報告書のこの章においては、我々は、上記2つの機関の仕組みが申し分なく十分に機能していることをドゥーティー事件とヴィラーグ事件の事実経過が示しているのかどうか、もしそうでないなら、そこからどんな教訓を得るべきかを考察しようと思う。

6.2 パラグラフ4.18-26において、同一性が問題となる事件の公判のための特別な安全装置の創設の正当化に際して我々が与えた根拠のいくらかは、同一性が問題となる事件には、控訴段階やそれ以降の段階において特別な取り扱いがなされるべきであるということを示唆するために用いられうる。また、それは、特に同一性が問題となる事件において、新しい証拠の許可に関する諸問題が生じうるということを示唆している。この報告書の本章を組み立てるに際して、我々は、同一性が問題となる事件のみを念頭においた。そのみが我々の言及範囲内にあるからである。我々が行う勧告が、同一性が問題となる事件と同様、あらゆる事件にも妥当することを論証できると我々は思っている。しかし、その論証の効力について吟味することは、我々の活動領域外のことであろう。

6.3 第1章で言及したように、我々の司法運営は当事者主義 (adversary system) に基づいており、公判は戦闘の特徴の多くをもっている。戦闘においては、時間を合わせて戦場で相手の全軍隊を攻撃することが両軍の責務である。ナポレオンは、ブリュッセルとプロイセン軍がちょうど到着したときに、グリュシー元帥とその陸軍はいまだに行軍の途中であったことを根拠にしたワートルローの評決に対して反論できなかった。当事者主義の下では、もし公判時の証拠の欠如が運の悪さに帰すべきであったならば、その救済は許されるが、公判時の証拠の欠如が勤勉さの欠如や証拠なしに行うよう熟考された決定に帰すべきであったならば、その救済は許されない。この点に関する法は、基本的に刑事事件でも民事事件でも同様である。パラグラフ2.37を参照せよ。民事事件においては、この羈束性原理の効果は、一般にいわれているように、完

全に正しいものとして受け入れられている。刑事事件においては、それは、不運に対するいかなる救済もなしに、訴追側（いずれにせよ、評決に対する控訴の権利をもたない<sup>(1)</sup>）において機能する。そしてそのことも完全に正しいものとして受け入れられている。しかし、被告人に対するその作用は、当事者主義がまったく現代思想に適合しないということの1つを照らし出す批判を呼び起こす。これまで、有罪宣告を受けた者がその犯罪について無実だったとしても、彼の弁護士の不注意——彼自身の不注意も——によって彼の事件の本質が見失われたが故に、「敗者への災い (woe to the conquered)」の原理に基づき、彼は刑務所内で時を過ごすべきである、ということが世論に受け入れられた時期があった。しかし、今はそうではない。

注(1) 1972年刑事司法法36条は、無罪判決のあとで法律上の要点についてのみ、控訴院への照会を許容している。しかし、照会結果がどんなものであろうと、評決は何らの影響も受けない。

6.4 事実上、怠慢や間違った行動の帰結は、これまでつねに、慈悲の国王の赦免権の行使によって——今はおそらく以前よりもっと自由に行使される——、被告人に対しては軽減的に作用してきた。ここで我々は、この言葉の正確な意味において慈悲の許可に関心を払うのではなく、確かにときどき生じるように、法に従った判断が特定の事件において正義と一致しないというような状況を是正するための、国王の赦免権の行使に関心を払うことにする。これが生じるとき、民事法上、「困難な事件が悪法を作り出す」という格言から、苦しんでいる側は、彼が可能なかぎりでの慰謝を引き出すように任されている。刑事事件では、弁護側にとって、国王の赦免権の一つの行使はこの格言の適用を回避する手段として存在する。新しい証拠が提出される事件はこの範疇に属する。証拠排除は、通例の司法運用にとって絶対に必要であり、また特定事件における不正義に対して機能する法準則によって正当化される。

6.5 有罪宣告に対する請願が、内務大臣が調査の価値ありと思料できる新しい証拠についての申し立てとともに内務大臣に提出された場合は、内務大臣が二者択一を行う。内務大臣は、自分自身でこの請願を取り扱うことを決定する。そしてもし彼がそれを十分に認められるものだと思料するならば、ヴィラーグ事件で行ったように、無条件の恩赦の許可を提案することによって、国王の赦免権の下で行動することになる。他方、彼は、ドーティー事件で行ったように（パラグラフ2.60）、制定法上の権限（1907年に刑事控訴院が創設されたときにはじめて認められた）の下で行動し、そして有罪宣告を受けた者による上訴があった場合と同様に、決定のため事件を控訴院に付託することができる。内務大臣がこれを行うときには、裁判所は、付託を受けた新しい証拠が如何なるものであろうとも、これを考慮すること、及び、それにもかかわらず、上訴が有罪宣告を受けた者によって起こされた場合には、新しい証拠の提出の許可は通常の道筋では認められないこと、または認められ得ないであろうことが、長い間に確立されてきた<sup>(1)</sup>。

注(1) R. v. McGrath, [1949] 2 A11 ER 495, per Lord Goddard CJ at 497:  
また、R. v. Swabey, [1972] 2 A11 ER 1094, per Lord Widgery CJ at 1103. も見よ。

6.6 一見したところでは、これは半端な事態であるように思われる。控訴院が結局のところ内務大臣の命令どおりに証拠を認めることになるのであれば、なぜ内務大臣が直ちに、そして自らの行動でそうしないのか、と問われるであろう。答えはこうである。すなわち、控訴院と内務大臣とが異なった原則によって支配されている別々の管轄権を統括しているからである。上訴人の事件がいかにか賞賛に値しないものであっても、控訴人は法の利益を受ける権利をもつ。このことから、裁判所は時々、純粹に技術的な観点から上訴を認めるし、また時々言われているように、上訴人には全く利益がない場合でも上訴を認めてい

る。事件が内務大臣に送致されたとき、上訴人は法の保護を失い、慈悲の中に入る。個々の事件が、現実の不正義が存在し、あるいは不正義が行われた事件であるということを内務大臣が確信しないかぎり、国王の赦免権は上訴人の助けにはならないであろう。

6.7 したがって、2つの仕組み——我々が考察している観点での、控訴院と国王の赦免権——は相互に補い合う。つまり、よく言われるように、国王の赦免権は「万一の球どめ (long stop)」、「安全ネット (safety net)」なのである。このコンビネーションは、上訴人が犯罪を行っていないと仮定した場合のその犯罪のかどで一定期間の刑事施設収容を制裁として科されることがないならば、上訴人の事件の準備不足から、上訴人を強く自己抑制させる。この自己抑制は、単に上訴人自身が慈悲の中に入るという事実によって引き起こされるわけではない。必然的に、彼の事件が内務省で検討されている間に、時間が経過せざるを得ず、そしてそれは上訴人が勾留中に費すであろう時間なのである。

## 2. 上訴手続 (Appellate Procedure)

6.8 法と国王の赦免権との関係の上述の分析は、新しい証拠の認容を支配する法と手続の変更に関して我々に与えられる示唆を考察する一つの準備として必要であった。アレック・サミュエルズ氏によってなされた幅広い示唆は、同一性識別に至る新しい証拠が当然のこととして認容されるべきであるというものである<sup>(1)</sup>。より厳密な根拠に基づき (パラグラフ2.58)、「ジャスティス」は、上訴人が彼の弁護士の何らかの過誤や無能さの結果に甘んじなければならないという裁判所の主張を批判してきた。

注(1) Fresh Evidence in the Court of Appeal Criminal Division, [1975] Crim LR 23.

6.9 控訴院による新証拠の許可は重要なものであり、司法の通常の運用と一致するということが強く望まれる。上訴人におそらく法の利益があたえられるであろう事件において、彼が国王の赦免権に委ねられるということは望まれない。それでも、そこには何らかの制限がなければならず、我々は、上訴人に、自己の主張を、最も自己に都合のよいように、公判にも請願にも、あるいは、その一部は一方に、他の一部は他方に提起するという選択権——これが結局行き着くところであろう——が与えられるべきであるということには賛成しない。我々は、この点で、同一性識別の問題が一般準則の例外を構成するとは考えていない。

6.10 「ジャスティス」によって提起された点について、控訴院は、公判で証拠を提示しないことが上訴人の法律上の代理人や助言者に帰着する場合に適用されるいかなる一般準則をも形成しなかった。この証拠を提示しないことは、当然に行うべき努力の欠落から、不利益であることが判明した公判でなされた決定まで様々な状況の下で生じうる。制定法の規定によってこの範囲をカバーすることは不可能なことである。

6.11 ドーティー事件は様々な状況を示しており、とくに不利益であることが明らかである決定に関する例を示すものである。公判においてフェンヴィック氏は、ここでもし我々がワートルローの戦場に立ち戻るとすれば、(彼があまり重要視していなかった) グリュシーのために延期せず、ブリュッセルに賭けることを決断したのだった。もしもフェンヴィック氏が推測していたような状況があったとすれば、彼の依頼人は無罪となったであろう。それに対して、もし延期のあとで、アリバイがでっち上げられていたことが示されたならば、彼は有罪宣告を受けたであろう。これは、当事者主義が許容する利益であり、そしてもし他のシステムであれば、バスの運転手の証言が弁護人に有利であろうとなかろうと、バスの運転手から事情を聞きたいという裁判官の決定(パラ

グラフ2.32-33) によって否定されるであろうような種類の利益である。我々は、この種の状況が、弁護人に与えられている自由の範囲を拡大することによって容易に解決されうるとは考えない。

6.12 1968年法は、控訴院に対して、証拠を公判に提出しなかったことにつき合理的な説明があるとみとめられるときに、新しい証拠を許可することを要求している。我々は、公判に提出しなかったことにつき合理的な説明がないにもかかわらず、新しい証拠を許可するように裁判所に要求するような制定法の改正を勧告することはできない。また我々は、何を合理的な説明として許容すべきかについて裁判所に示すような制定法上の規定を勧告することもできない。つまりこれは裁判所に委ねられなければならない。控訴院は、失敗の原因が弁護士の過誤や無能さにあるときに起こることについての一般準則を設けてこなかった。しかし、最近、次のようなことが言われてきている。すなわち、証人を呼ばないという慎重な決定が公判で弁護士によってなされたときには、「きわめて例外的な状況であったときは別として」、その証人が控訴院に呼ばれることは許されないであろうということが言われてきている<sup>(1)</sup>。これは以下のことを明らかにしている(パラグラフ2.38-39を見よ)。すなわち、裁判所は慎重な決定を1968年法23条2項の下で、本質的に合理的な説明であるとは認めないということ、そして、そのような場合、同条1項の下でほとんどその自由裁量権を行使しないということを明らかにしている。これは厳しいように思われる。しかし、それが不当な刑事施設収容となるであろうことへの上诉人の最終決定ではないということは、記憶に留められなければならない。通常は、上诉人が他の手段によって救済を求めなければならないのが準則である。公判で役立つ証拠を利用しないという決定は十分に説明されなければならないものである。説明することは、弁護士やソリシターの能力と上诉人との関係を含むデリケートな過程である。もしもこのような過程が公開の裁判所よりも内務省において非公式に遂行されるということを裁判官が考えるならば、我々は、彼らの

考えを受け入れようとは思わない。しかし我々は次のことを期待する。すなわち、裁判所は、自ら何が例外的な状況であるのかを評価するとき、単に証拠が排除されるような状況だけでなく、排除される証拠の重要性にも関心をもつであろうということ。ドーティー事件（確かに例外的だったが）において排除された証拠は、もしそれが申請のためソリシターによって整理されていたならば、反対できないものであったように思われる。このような事件においては、公判での弁護士やソリシターの行動と決定は、弁護可能であろうとなかろうと、問題にならない。一旦、遅かれ早かれ、そしてどんな方法であろうと、受刑者が釈放されることになったことが明らかになれば延期について問題は生じない。

注(1) R. v. Brett and others (CA, 28 July 1975, unreported).

6.13 これは、ドーティー事件で起こり、そして新しい証拠申請のための法律扶助の許可に関連する第2の問題を導く。我々は、我々の所見を、新しい証拠の提出の問題が公判の最後に生じたドーティー事件のような状況に限定する。このような状況はパラグラフ2.40で書かれた「事後活動」のサービスによってカバーされる。そして、もしも弁護士が、予定されている証人の新たな尋問は、合理的で「信用できそうで、かつ、控訴がその争点について理由ありとされるその手続きにおいて容認され得るような」（我々は、1968年刑事司法法23条2項(a)から引用した。パラグラフ2.38を見よ。）証言を生み出すであろうと見込まれることを助言できるのであれば、我々は、法律扶助が通常、ソリシターのサービスをカバーするように拡大されるべきであると勧告する。我々が述べようとしていることは次のようなことである。すなわち、23条2項(b)の下で「合理的な説明」があるかどうかという事柄は、法律扶助がソリシターをカバーするよう拡大されるべきかどうかという問題に——ドーティー事件において明確にしたように——組み入れるべきではないということである。たとえ、この2項の下で合理的な説明がない場合でも、依然として1項の下での裁量の問題は



残る。そして我々は、新たな証拠の重要性が分からない場合には、その裁量が行われるとは考えない。

6.14 ドーティー事件が取り扱われた当時、上訴における法律扶助を考慮する態度は決して明白ではなかったが、他方で、同時に故ビン判事の議長の下で組織された私的なグループが上訴事件の準備のための手続を検討していた。このグループの検討は、ドーティー事件において生じた困難さによって決定的な刺激を与えられたようである。そして、その成果は、1974年7月、「控訴院刑事部における諸手続のために」という表題の小冊子にまとめられた。この小冊子は、同時期に発行された実務ノートの中で首席裁判官によってソリシターや弁護士に推奨された<sup>(1)</sup>。このノートには次のようなことを想起させるものが含まれていた。すなわち、ソリシターは、もっとも初期の段階で新しい証拠を提示する合理的な可能性を探るべきであること、そしてこの目的のため、1974年法律扶助法30条(7)の下での法律扶助体制が小冊子の中の一部分に記載されていることを。さらに、控訴の聴聞のための法律扶助において、裁判所は、ソリシターを任命する相当な理由があるとき、たとえば記録、証人の供述、その他新たな資料が重要で必要であることが明らかになったときには、いつでも「十分な法律扶助」を命じる。我々の見解では、上訴人への法律扶助は、ソリシターのサービスが新たな証拠の準備のために合理的に要求されるときには、いつでもそのソリシターのサービスを含むべきだ、ということが最も重要なものである。我々は、実務ノートがゆるやかに解釈されるとすれば、それはこの目的を達成するものであろうと思う。

注(1) [1974] 1 WLR 774.

6.15 この見出しの下で残る問題は、刑事法院において事件を扱った弁護士やソリシターのサービスを控訴院で維持することの実務に関するものである。通

常の上訴においては、このことは明らかに依頼人の利益になり、そして確実に、裁判所は公判の経過をよく知っている弁護士やソリシターの助けを得るであろう。これは、新たな重要な証拠の可能性が公判の途中や後で生じたような事件においても当てはまるであろう。しかし、役立つことが認識されていた証拠や何らかの理由で用いられなかった証拠の許可のために申請が出された場合には、我々は逆のことが恐らく妥当するであろうと考えている。そのような申請の聴聞に際しては、たいてい、弁護士若しくはソリシター、又は両者の行為や過誤が調査されること、それ故に、依頼者のみならず裁判所も別個の申告から利益を受けるということは必然的なことである。我々は、実務一般では、このような場合、新たな弁護士やソリシターが割り当てられるべきであると勧告する。もちろん例外的な特徴はありうるし、それがあつた場合には、それは弁護士の助言の中に現れうるであろう。しかし我々は、専門家らは自らの伝統に十分に合致する一般準則を受け入れるであろうと思う。もちろん、弁護士やソリシターの行為が批判の余地のないものである事件も多いであろう。一般準則がある場合には、変更は何らの批判もないであろう。もしも一般準則がなければ、レジストラは、それぞれの事件において批判の余地があるかどうかを決定しなければならぬであろう。そしてその場合に行われる変更は、反対する機会がなかった不明瞭なものとして理解されることであろう。

### 3. 内務省の手続 (Home Office Procedure)

6.16 我々は、パラグラフ3.85-90において、この手続について述べた。ヴィラーグ事件は1971年9月11日の手紙によって始まった。およそ2年後の1973年8月29日に、大臣補佐はこの事件について調査がなされるべきであることを要請した。1974年4月8日の下院への報告において<sup>(1)</sup>、内務大臣は、内務省内に容認できない遅延が存在することを明言した。

注(1) Official Report, Vol 872, col 46.

6.17 遅延の主な部分は、部局の職員がスタッフ不足のため、極度のプレッシャーの下にあったという事実とともに、事件の重要な点についてそれを最初に処理した職員の重大な判断の誤りに帰すべきものであった。パラグラフ3.88を見よ。議会への報告において、内務大臣は、当時この種の事件を取り扱うための手続を再検討していると述べた。この検討と、さらに内務省刑事局の運営についての研究の結果として、我々が公表することを許された一定の改善が行われた。の国王の赦免権の実施に関する事項を取り扱うC3局——1973年にすでに高級幹部と上級事務官の追加によって12名から14名に増員された——において、さらに別の高級幹部と2名の上級事務官の追加によって上級職員（つまり上級事務官以上）が増員された。この再補強の目的は過重負担を軽減することであり、また事件の調査と決定の早さと正確さを増強すること、さらに、この種の業務に備えて現場修習の水準を改善することであった。2名の幹部（組織と方法の分野において豊富な経験を有する者）には、それぞれに、訓練の手順の開発と改善、そして部局内での管理運営の適切な手段の適用に関する特別な責任が付与された。さらにこの責任と、それを取り扱う全ての職員とが、事務局内での業務再配分の経過の中で、新設されたC5局（これは国王の赦免権と終身刑、及びその関連業務を取り扱う）へと移された。その結果、部局長が他の分野の責任から生じる他の緊急を要する業務によってほとんど邪魔をされることなく、詳細な管理を行うことができるようになった。

6.18 前のパラグラフで述べた重大な判断の誤りと極度のプレッシャーは、1971年9月11日から1973年3月（事件の展開の第2段階で事件が高級事務官に達するとき）までの期間のほとんどと、1973年3月から1973年8月29日の調査要請までの期間のいくらかにおいて明白になる。事件が通常の前で進行した場合でも、公訴局長からの手紙の受信と調査要請の間に数ヶ月（おそらく6ヶ

月ほど)の実質的な遅延は存在した。我々の見解では、それは、その手紙と新たな調査が必要であると気づくために添付された報告書を読み、理解するのに必要な時間よりも長くなるべきではない。これによって我々は、採用されるテストについて検討することになった。また、我々は、事件の重要な点についての職員の重大な判断の誤りが、単に彼個人の不適切な評価にのみ帰するものなのか、それとも彼が適用することを期待されていたテストの少なくとも一部に帰すことができるのかを知りたいと思った。それ故に、我々は、関係する職員から最大限の援助を受けながら、この点につき十分な調査を行った。

6.19 我々の見解では、信じられるように見える新たな証拠が提出されるときに生じる第1の問いは、その証拠が事件の状況を変えるか否かである。もしそうであれば、第2の問いに答えるために、さらなる調査(新たな捜査という形式であろうと、完全な再調査という形式であろうと)の差し迫った必要性が生じる。その第2の問いとは、さらなる調査の後で、事件が再検討されるとき、疑いが有罪宣告の正しさに投げかけられるのかどうか、というものである。ヴィラーグ事件において、新たな証拠は容易に、公判時に十分な事実が知らされていないかったということ、そして、陪審がもっていた憶測がヴィラーグ氏を有罪としたということを示していた。つまり、彼が唯一の事件関係者であるということは誤りであった。これは、共犯関係にあるヴィラーグ氏を明らかにしたのではなく、事件の状況を変えたのである。これが、我々が調査の要請を理解するために手紙を熟読することが必要であると述べた理由である。関係する職員は自ら誤った問い、すなわち、証拠が事件の状況を変えたのかどうかではなく、それが有罪宣告を陣すのに十分かどうかという誤った問いを発していたにちがいないと、我々は思う。我々は、新たな証拠が出されたあらゆる事件において、2つの段階に含まれる2つの問いが区別されるべきであると思う。

6.20 それでは、第2の問いに答えるための正しいテストとは何か。つまり、

全ての証拠の再評価の後での古い証拠と新たな証拠をともに取り上げるための正しいテストとは何か。内務大臣が適用するテストは、本質的に、挙証責任の転換である。これは、請願者が無実の明白な証明を示さなければならないということの意味するのではなく、法定手続によって有罪宣告を受けた犯罪を本当は行っていなかったと思料するために十分に納得できる根拠を彼が証明しなければならないということの意味する。これは控訴院で適用されるテストよりもかなり硬いものである。そこでは、上訴は新たな証拠に基づくので、上訴人には、陪審の評決とは異なるものになるという意味において、彼が提出した証拠が信用しうる実質的なものであるということを最初に示す義務がある。しかし、一旦、ハードルが越えられると、通常のとおり、全ての重要な資料の再吟味の後、有罪宣告が「安全で満足なもの」であること、つまり裁判所が「潜在的な疑念」をもたないことを訴追側において示すという挙証責任とともに、上訴は通常の経過を進むことになる。

6.21 我々は、内務大臣が控訴院と同様のテストを適用すべきだと思う。彼がそうしないことは異例なことである。なぜならば、彼が、一見したところ、再吟味に値する事件であると決定した場合、すなわち、彼が提出された新たな証拠を信用しうる実質的なものであると判断した場合、彼は、1968年刑事上訴法17条の基づき、事件を控訴院に送致するか、自分自身で処理するかを決定しなければならないからである。彼は、控訴院に比較的軽微な事件の有罪宣告を付託することはできない。なぜならば、それは17条の中に含まれていないからである。さらに、彼は、法律上許されない証拠を考慮するよう求められている事件も控訴院に付託することはできない。なぜならば、控訴院はそれを取り扱わないからである。またヴィラーグ事件のような、新たな証拠又はその一部が公的に与えられるという望ましくない場合もあろう。確かに、その他の要素も存在する。しかし、それがどんなものであろうと、我々は、ある一定の形式で事件の訴訟手続が進行しているときに、他の形式で事件の訴訟手続が進行する場

合とは異なる挙証責任の負担を正当化するいかなるものをも想像することができない。

6.22 内務省の代表者との意見交換のなかで、我々は、2つの手続、つまり控訴院への付託と内務省内での調査とは本質的に異なるということに気づいた。後者の手続における事件の処理には厳格な限界がある。つまり証拠は十分に検討されず、証人は喚問されないのである。そのことは、そのような状況の下では、より堅固なテストが適用されるのが正しいということを示唆していた。それにもかかわらず、我々は、困難であるとは思いますが、問題の解決は、テストを分化するよりも、できるかぎり手続を同一化する点にあると思う。意見交換における議論は、17条に適合しない事件が付託されるところの通常の裁判所とは異なる証拠ルールや手続をもった独自の審判所を企図することにまで及んだ。我々は、このような審判所を設置する可能性は内務省で研究されるべきであることを勧告する。それは、刑事上訴について経験豊かな者によって構成され、そしてその権限は決定的なものか、あるいは助言的なものになるであろう。

(訳：大山 弘)

## 第7章 マジストレイト裁判所の手続

7.1 本報告書の前章までにおいて、我々は、正式起訴 (indictment) に基づく裁判官と陪審の面前での公判を念頭においていた。重大犯罪が審理されて重い刑罰が科せられるのは、刑事法院においてである。我々の注意を引いてきたところの、誤った同一性識別から生じる現実の、あるいは潜在的な誤判の例は、若干の例外はあるものの、このような公判から生じる。これには十分な根拠があると思う。同一性が争われる事件は、略式手続の管轄裁判所ではさほど頻繁には生じない。略式犯罪の大部分は、被告人は犯罪現場で逮捕されているか、質問を受けているのである。多くの道路交通法違反事件のような召喚状形式に

よる手続の場合、同一性識別の何らかの証拠は現場で入手され、同一性に関する争いはめったに生じない。アリバイ証拠の提出を含むような争いはもっと少ない、と我々は聞いている。

7.2 同一性が大きく争われる事件においては、すでに略式裁判手続の中に、刑事法院において行われている手続とは基本的に異なる点が多くある。第1に、陪審からの上訴とは異なり、マジストレイトからの上訴は、別のマジストレイトとともに席に座っている刑事法院の判事の面前での完全な再審理という形式をとる。上訴のために提出される証拠は、実質上、下級審に提出されたものとは異なる。そして最初の審理のときの怠慢や誤りは双方によって修正される。したがって、ある者が誤って有罪判決を受けるときには再び誤りが繰り返されることになるだろう。第2に、事件の延期はマジストレイト裁判所においてごく容易に行われる。刑事法院においては、陪審員の利便性がこのような延期を全く不可能にしているからである。したがって、当事者双方、又は裁判所自体が、さらなる調査を行うために、もし望ましいならば、延期を求めよう。第3に、1967年刑事司法法11条の規定は正式起訴による公判にのみ適用可能である。その規定によれば、アリバイの詳細な事前告知は、アリバイを裏付ける証拠の提出のための必要条件であるとされている。

7.3 上述のことから、我々は、我々の勧告が略式手続の管轄裁判所での公判に適用しうる範囲について考えてみた。それは、我々に以下のことを指摘せしめた。すなわち、この裁判所での手続のいくらかの過剰な複雑さが、結果として、現在十分に合理的な早さで処理されているあらゆる範囲の事件において、受け入れがたい延期と複雑さになりうるということ。これらには、ひとりの証人による被告人の多かれ少なかれ「形式的な」同一性識別を含むあらゆる事件が当てはまりうる。そしてこれらは、真の同一性が問題となる事件ではない。我々はこの危険を認識している。そして主として、それ故に、我々は我々にな

された例えば以下のような示唆を拒絶したのである。何らかの補強証拠のための制定法上の要請、争われている同一性の通知を送達するための被告人の義務づけ、同一性識別証拠の危険性について正式に判事席の注意を促すための書記官の義務づけなどがそれである。我々は、上級審に適用できるさらに正式な手続が略式手続の管轄裁判所にも適用されることを適切だとは考えていない。

7.4 我々の主たる勧告は、ここまで以下の3つの分野に及んでいる。

- (1) 普遍的な適用に関する基本的な原理又はルール (パラグラフ4.53-71)
- (2) 被告人席同一性識別 (パラグラフ4.89-109)
- (3) アリバイ (パラグラフ4.72-76)

第4章における議論は正式起訴に基づく公判に向けられていた。そしてその多くは、明らかに略式裁判には適用可能ではないであろう。現在、この領域における略式裁判手続は合理的にうまく機能しているということが我々に明らかにされている。この手続を変更する前に、実施される我々の勧告に係る手続がどのような形で刑事法院の実務において現れるのかを見極めるためには一定の時間の経過が必要であると、我々は感じている。このことは、ジェームズ委員会の勧告<sup>(1)</sup>から生じるところの、マジストレイト裁判所と刑事法院との業務の再配分を考慮するための機会を与えることにもなる。

注(1) Report of the Committee on the Distribution of Criminal Business between The Crown Court and Magistrates' Courts (Cmnd 6323), 1975.

7.5 したがって、我々は、我々独自の勧告を、さしあたり正式起訴に基づく公判に限定することにした。つまり、我々はマジストレイト裁判所における手続上の変更について何らの提案もしない。このことは、異なった法原理がマジストレイト裁判所において適用されるべきであると我々が信じていることを意味しない。もっとも、同一性が現実に真に問題であるような場合においては、



マジストレイトは我々が上述パラグラフ4.53-71で明らかにした原理に配慮すべきであり<sup>(1)</sup>、それに従って自らを方向づけるべきであると、我々は勧告する。我々は再び以下のことを強調しなければならない。すなわち、我々が念頭においている真に同一性が争われる事件の形態には、同一性識別が法廷で行われ、そしてそれが全く形式的なものにすぎないような大部分の事件は含まれていないということを。また、名前や住所が現場で得られている場合も、上述パラグラフ4.55で明示したように、マジストレイトには例外的な状況や追加される証拠を発見する上での困難さはない。我々は、真に同一性が争われる事件が発生したときには、マジストレイトがそれを見極めることができ、そして一般準則を適用するであろうことを確信している。

注(1) CLRC 第11報告書に書かれている草案第28条と比較せよ。そこには次のように書かれている。「ある者の犯罪に関する略式裁判において、裁判所は、正式起訴に基づく公判の場合と比較しうる諸条件の下で、被告人に有罪宣告を言渡す前に、特に注意が必要であることを陪審に警告するよう裁判所に要求する全ての法令に対して注意を払わなければならない。」

7.6 再び、真に同一性が争われる事件においては、被告人席同一性識別の不満足な本質に注意が向けられなければならない。マジストレイトは、同一性識別パレードが十分な理由なしに省略されたと自らが確信したときには、当該同一性識別証拠を拒絶すべきである。このような条件の下では、マジストレイトは、被告人席同一性識別のみに基づいて判断することを自由に拒否すべきである。

7.7 アリバイ抗弁が前面に出されるようなめったに起こらない事件の場合、マジストレイトは、パラグラフ4.72-76で詳述した諸原理を適用すべきである。同一性を争うという被告人による意思表示を、最も早い機会に、裁判所と訴追側に通知するためのあらゆる促進・支援がソリシターに与えられるべきである。

また同様に、突然に訴追された場合には、即座に延期の許可がなされるべきである。

7.8 略式裁判において真に同一性が争われる事件の割合は非常に小さいので、我々は、我々の勧告が、多くの被告人に対して刑事法院での公判に進むことを選択するよう、もちろん彼らにはこのような選択ができるのであるが、促進させることになるとは思っていない。我々の見解では、このような事件は、通常、財政的な条件が充足されている場合には法律扶助の許可を正当化する。事件の性質からみれば、これらは、いずれにせよ、ひとつの選択がなされうる事件であろう。

(訳：大山 弘)

## 第8章 要約と勧告

(勧告の詳細は太字にしてある)

### I 序 説

8.1 完全にあるいは主として目撃供述証拠による同一性識別に依拠する事件においては、誤った有罪判決への特別な危険があることを示すことができ我々は満足している。それが起きるのは、この種の証拠の価値を査定することが例外無しに困難だからである。そして、自分を誠実に信じている証人とその誠実さがもたらす有罪判決は、滅多になどとはいいがたいほどかなり間違っている。我々は、この種類の誤謬を検知する法廷上の実践的方法が存在しないことを見いだした。我々はさらなる研究が支援されるべきだと勧告する。

研究は、心理学に基づく洞察が同一性識別パレードの実施や法廷実務に役立つ方法で行われるべきである。特に、テープレコーダーや他の適切な方法の

助けを得て、声の同一性識別パレードが可能な限り早く実用可能になる方向で進められるべきである。

8.2 同一性識別パレードなど、同一性識別事例に特有なプロセスについての我々の検討は、改善が必要であることを示している（このことについては我々は後に考える）のではあるが、誤りの危険を実質的に増大させるメカニズム上の明確な欠陥については明らかになっていない。危険を低減する唯一の方法は、挙証責任を増大させることである。このことは必然的に、無罪判決と同様に有罪判決をより難しくさせるので、制限条項によってフォローされなければならない。

8.3 (挙証) 責任を増大させる伝統的な方法は、補強証拠を必要条件として課すことである。我々はこの方法を2つの理由から勧告しない。第1に、制定法上の定義内で補強証拠を提出することが難しいあるいは不可能な事件（例えば、頻繁なあるいは長期に及ぶ観察による事件が含まれる）があり、その場合にはその要件が過度の挙証責任を課すことになってしまう。第2に、伝統的な必要条件は、我々の意見によれば、やがて不用になるだろうからである。1966年以前には、適切に指示された陪審の評決が望ましくない専門的事項を引き起こすとしても、それが実質上の結論であるときには、補強証拠の必要性こそがなくてはならない安全対策だった。1966年以降、評決が安全で満足だと認められないときには評決を破棄するように、控訴院は制定法によって求められるようになってきている。このことが、陪審による考察のために残された証拠資料を以前のように厳密に統制することを不必要にしている。

## II 公判手続

8.4 しかしながら、通常の事件では、訴追が目撃供述証拠のみによって訴追

されてはいないと保証されること、もし目撃供述証拠のみで訴追されるならば、それらの事件は失敗すること、を我々は願っている。そういった事件は失敗するのが当然だと我々は考えている。なぜなら、我々の意見によれば、同一性識別証拠がそれ自体で有罪のための合理的疑いを排除できるほど十分に信頼に足ることは例外的な事件のみだからである。我々は、公判裁判官が制定法上では以下のことを求められるべきだと勧告する。

- a. 例外的（に信用できる）状況下での同一性識別であるか、他の種類の実質的証拠によって目撃証拠が補強されていない限りは、目撃供述証拠のみに基づく有罪判決は安全ではないと陪審に指示すること；そして
- b. 例外的と見なされうるような状況や、同一性識別を補強しうる証拠が、それぞれもしあれば、陪審にそれらを指示すること；そして、
- c. もし彼（公判裁判官）が上記の状況や証拠についていずれも指示できないときには、無罪の評決をなすように陪審に対して指示すること

我々は例外的な状況の例をいくつか与えるが、我々はこの点が判例によって発展させられるように法をそのままにしておく。我々は、明確に定義された状況の例示や最小限の付加的証拠を制定法が提供することが、実践的であるとも望ましいものであるとも思っていない。

8.5 我々は公判手続を進めるための他の3つの提案をもっており、それは以下の3つのパラグラフで要約される。最初のもは説示と一般的に関連している。他の2つは手続を2つの側面から厳格にすることを求める。第1は、被告人席同一性識別、第2は、同一性識別パレードを規制する準則の不履行と、見込みのある証人に被疑者の写真を1枚見せること、である。

8.6 ここ数年間、説示を行う裁判官たちは、それ以前に比べて同一性識別の

問題をより詳細に扱う傾向にある。この傾向は奨励されるべきだと我々は考えている。特に、我々は裁判官が提出されたアリバイを慎重に取り扱うべきだと考える。同一性識別証拠とアリバイ証拠は同じコインの表裏だからである。

8.7 被告人席同一性識別が望ましくなく不満足なものであることは概して同意されている。しかしそれは法によって認められてはいるので、裁判所は公判裁判官に、特定の事件で予断偏見があるとして拒絶されるべきか否かを述べる裁量を委ねている。この裁量は制定法によって制限され調整されるべきだと我々は勧告する。証人が主体的に被疑者・被告人を選別するパレードかもしくは類似の他の方法による同一性識別が、法廷での同一性識別に先行して条件を整えたうえでなされなければならない。パレードの実施が実行不能か不必要であるようなとき以外は、条件を満たさずにすまずことはない。実行不能の例は、被疑者・被告人が参加を拒むときである。不必要の例は、証人が被疑者・被告人を予め知っているときである。被告人席同一性識別が許される全ての事件では、選別するのではなく直面しているにすぎない状況における(識別)証拠の脆弱性について、裁判官は陪審に対して警告するように制定法によって求められるべきである。

8.8 ときに、内務省通達がパレードのやり方や見込みのある証人に対する被疑者写真の呈示方法について、警察に対して教示することがあった。我々はこれらが別々の規則に再構築されたうえで法制化されることを勧告する——それらはパレードの規則と写真呈示の規則である。我々は公判前手続の章(=第5章)で以下に要約する様々な修正を勧告した。公判それ自体に起きる問題は、準則の不履行の結果に関することである。現在では、このことは公判裁判官の自由裁量に委ねられている。我々は再び、この自由裁量が制定法によって制限され規制されるべきだと勧告する。

パレード準則の目的は、「証人が、特定の場面で以前目撃したと述べた者の写真を、もしそれがあれば、写真帳の中から抜き出すことができるかどうかを審査すること」だと言い直すべきだと我々は勧告する。もし公判裁判官が、準則の不履行（あるいは他のどんな違法行為や過ちでも）によって審査を不満足なものにしてしまったと考えるなら、影響を受けたパレードやパレードの一部は、制定法によって、無効であるとして扱われるべきであり、そこから生じるどんな証拠も排除されるべきである。

我々は写真呈示準則の不履行についても同様に扱われるべきだと勧告する。準則の目的は「証人が、ある特定の場面で以前目撃したと述べた人の写真が、もしその写真があるなら、写真帳の中から抜き出す能力を審査すること」として述べられる。これらの準則は、不必要な写真呈示に対する規定もまた作ることになる。警察がパレードに参加させようとする被疑者を特定したときには、写真呈示という手段ではなくパレードという手段によってこそ同一性識別のさらなる段階に進むべきである。我々はこのことが絶対的な準則であるべきだとは考えていない。なぜなら、調査の必要性が最も重要だからである。しかし、そこからの逸脱には正当化が必要であると我々は考えている。準則について考慮したうえで、調査の目的に照らして合理的に必要なという理由から、写真を見せることに裁判官が満足した場合を除いて、被疑者・被告人の写真を既に見てしまった証人は、法廷で被疑者・被告人の同定を許されるべきではないという制定法上の規定を我々は勧告する。

### Ⅲ 公判前の手続

#### 8.9 我々が調査してきた主たる側面は

- (1) 犯人の描写を獲得することと開示すること（パラグラフ8.10）
- (2) 写真を呈示すること（パラグラフ8.11）

- (3) 同一性識別パレード (パラグラフ8. 12-17)
- (4) アリバイの準備と調査 (パラグラフ8. 18-20)

であり、我々は上記された各節においてこれらを別々に取り扱う。

8.10 警察は普通、決して必然的ではないが、告訴がなされた身元の不確かな人についての描写を獲得して筆記する。このような描写は、公判以前に弁護側によって現在よりもより全般的に利用可能であるべきだし、それは証拠として許されるべきだということが示唆される。我々は以下のことを勧告する。

- (1) 警察は、可能である場合はいつでも、犯人に擬せられている人の描写を獲得し書面で残すべきだという管理運営上の規則が存在すべきである。
- (2) 訴追側は、証人がパレードに出席するかどうかに関係なく、犯行現場で犯人を目撃したとして訴追側に知られている証人について、その住所と名前、及びその者によって提供された犯人描写記録の複写を、求めに応じて弁護側に対して提供するように制定法によって要求されるべきである。
- (3) 訴追側証人が法廷で被疑者・被告人を犯行現場で目撃した人物であると識別したとき、その証人が署名し、警察官の第1回面接で提供したその人物の描写は、同一性識別が描写と一致することを示す証拠として制定法上許容されうる。

8.11 見込みのある証人に対して被疑者の写真を呈示することは、犯人捜査のための欠くことのできない過程である。同時に、それは証人が行う同一性識別の信頼性に影響する。我々はパラグラフ8.8で、この問題について我々が最もよい解決法だと見なしていることについて指示した。一般的に言って、写真が呈示される条件は、同一性識別パレードに適用される条件に可能な限り近づくように準則が改定されるべきだと我々は勧告する。

手続は、巡査部長の階級以上の警察官に監督されるべきである。

1度に1人の証人しか出席してはならないので、証人が監督官と2人きりになったときに初めて、写真帳が証人に対して呈示されるべきである。もし、複数の証人が選択のために出席したときには、彼らがお互いに話さないように気を付けなければならない。

証人は、少なくとも12枚以上の写真を含む写真帳の中から、助言・援助なしに選択しなければならない。

写真検査の日時を含む手続に関する書面による報告書は、監督官によって作成され、その複写が弁護側に開示されねばならない。

8.12 同一性識別パレードは、証人の顔記憶に関する第一義的に科学的な検査というわけではない。それは、単独の対面を避けるための工夫である。パレードによる同一性識別の結果には大抵何らかの価値があるが、一方、単独面通し後の同一性識別にはしばしば何の価値もない。ある限界の中で、パレードは最も有用な道具である。1973年の統計では、パレードに参加した証人の半数以下ほどが被疑者を抜き出したけれど、他の殆どの人は誰も抜き出さなかった。もし、それ以前に対面が行われていれば、「成功率」がより高くなったことを我々は疑うことができない。パレードという道具は、不確かな証人を除去する。それ以上のものではない。

我々はパレードをそれ以上のものにするような要望を受け取っている。パレードでの同一性識別は現状ではそれ自身で有罪判決を確保するのに十分であり、このことは私たちの関心事の源泉である。しかしながら我々は、パレードから生じる同一性識別の価値を資料的に高めるような、パレードに適用できる



実践的方法があるかどうかは疑問に思っている。そこで私たちは、公判においてパレードによる同一性識別に対して付与されている価値を減少させることによって要望に答えることが望ましいと考える。パラグラフ8.4で要約された我々の勧告は、特殊な状況下でのみ、パレードでの同一性識別が被疑者・被告人と対立する主張を構成するように計画されている。

8.13 それ故、我々はパレード手続の過激な修正を決して求めるものではない。我々は、警察のパレード実施に関する不満をほとんど受け取っていない。だから、この見出しのもとで行われる我々の勧告の大部分は、小さな点と関連しているし、多くの事件では警察で既に実行されていることについて公式の規定を作るにすぎない。パレード準則は、包括的な手順を包含するように構成されているのではなく、警察官にとってガイダンスが必要だと考えられる特定の点に向けられている。我々はそれらが、普通なら遵守可能な手順の陳述書の形式をとるように改定すべきだと勧告する。我々はさらにパレード報告書の標準形式についても勧告する。

いったん、同一性が問題になっていることが被疑者にとって明白となり、同一性識別パレードが要請される状況にあるときには、彼はパレードの目的と性質、彼の権利と出席しなかったときに起こりうる結果について記載されているリーフレットを最も初期の適当な時点で手渡されるべきである。

パレードは少なくとも警部補以上の警察官によって監督されるべきである。

証人は同一性識別を行う目的でパレードの参加者を紹介される以前には、彼らと会わないよう手配しなければいけない。当該事件の状況が許す限り、証人同士が話をしないようにしなければいけない。

軍隊や警察といった均質的グループに所属する人々は、通常、同一性識別パレードの参加者として使用されてはならない。

被疑者はパレードの時点で彼を代理するソリシターを持つことが望ましいが、これは絶対的な必要条件ではない。もっとも、もし被疑者・被告人のソリシターがない場合には、事件を捜査した捜査官はパレードの実施から排除されなければならない。

同一性識別を行う目的のために、通常の場合、証人は選んだ人に直接手で触れることが必要である。神経質な証人の問題は、パレード参加者に番号をつけ、選んだ人の番号を示すように依頼することで解決するのが一番よい。

証人の自発的に発せられた観察（記述）はどんなものも記録されねばならない。

パレードの構成員が話すのを聞いたり歩くのを見たりしたいという証人の要求は、証人が最初に選んだ人への同一性識別を確認するためにそう希望するという場合以外には保証されない。その場合には、要求されたメンバーだけが話したり歩いたりすることを許される。

パレードを行う警察官は前もって被疑者に面接をして手続について説明し、彼の権利について書かれた書面——付録Eの書式Dを手渡すべきである。

パレード参加者の名前と住所は記録されねばならないが、自動的に被疑者・被告人に開示されるべきものではない。請求に応じて弁護人に開示される。

パレードは刑事施設で行われてはならない。同一性識別のために刑事施設へ

の被收容者が必要なら、通常、その人物が同一性識別パレードのために警察署に行くよう招請されるべきである。彼が断ったら、それはパレードへの参加を断ったと考えられてよい。重大な保安上の問題がある場合には、パレードは警察署以外で行われてもよい。しかし、保安上の要請に従う限りで、警察官が通常のパレード準則のもとで被收容者たちではなく一般の人々の参加を得たパレードを行うべきである。

記録のために、付録Eにあるような標準形式が全ての警察によって使用されるべきである。書式Aと書式Cの複写は、被告人が告発されるか召喚状が送達されたときにできるだけ早く開示されるべきである。

同一性識別パレードに、見込みのある証人の出席を要請する召喚状が作成されるべきである。

8.14 しかし、特別な注意が求められる3つの点があり、我々はそれらを以下の3段落で要約する。

1. パレードの写真をとること
2. とにかく誰かを同一性識別しがちな傾向
3. パレードに対する被疑者・被告人の権利

最初の2つについては我々は手続の改善を勧告する。最後のものについては改善を考えるが勧告まではしない。

8.15 被疑者がパレードに立っていたかどうかを判断する機会を陪審がもてるように、パレードの様子を写真撮影することが提唱されてきた。(ところが)写真撮影することについての若干考慮に値する異議申立てがなされてきており、

したがって、若干の代表的な地域で実験を行い、それが不首尾に終わらない限りにおいて、写真撮影が普遍化されるべきである。

8.16 証人は、誰かを同定することこそが自分に期待されていると感じる故に、パレードにおいて誰かを同定してしまう傾向がある（たとえそれが明確な統計によって示されていないとしても）ということを示唆する心理学者からの証拠に我々は強い衝撃を受けている。我々は証人に対するこの種の圧力を低減する様々な方法を考察し、最もよい方法はパレードを担当する警察官が証人に対して、見た人物がいるかもしれないしいないかもしれない、ということを明白に述べることだと結論した。我々はこのことが、証人がパレードを調査する直前で警察官が証人に話しかける際になされるべきだと勧告する。

8.17 パレードを要請した被疑者が、不合理に拒否された事例に我々はお会いしなかったが、パレードへの権利は明確に与えられるべきだと我々は表明する。実際、パレードの実施が不必要だったり実行不能だったりする場合以外には、我々はそのように行ってきた。我々の勧告によれば、それ以前にパレードを行っていない場合には法廷での同一性識別を行うべきではない。しかし、警察と弁護側とでパレード実施の条件について純粋な意見対立がおきる事例（我々はごくわずかの例に出会ったのみである）がありうる。我々はこのような意見対立が裁判所の判断によってその時点で解決されるような方法を探索してきた。しかし、我々はそのまましておくのが最良だとの結論に達した。これは、パレードの条件に関する意見対立を可能な限り公平に判断していかなければならないということである。もし膠着状態になれば、弁護側は嫌でもパレードに参加せねばならず、異議申立ては法廷に提出することになる。もしその条件がパレードの目的を損なうものであれば、その結果は無効なものとして取り扱われるだろう。パラグラフ8.8も見よ。

8.18 ドーティーとヴィラークの事例の状況は、2つの時期における警察のアリバイ捜査への疑義を生じさせた。第1の段階は、よくあるように、被疑者・被告人が逮捕直後もしくは逮捕後少ししてからアリバイを提示するときである。第2の段階は刑事司法法に従って、通知によりアリバイが開示されたときである。2つの時期における警察の義務は管理運営上の指示によって明確にされるべきだと私たちは勧告する。

8.19 第1の段階では、警察は弁護側に対して、警察が得たアリバイ証人からの陳述を直ちに提供すべきであると示唆されてきた。しかし、これは犯罪人が偽りのアリバイを構成することを助けることになる。我々はそれを勧告せず、捜査の過程で警察が文書や物証を証拠として引き受けるなら、それらを弁護側に通知して点検に供するべきだと勧告する。

8.20 第2の段階において、適切なアリバイの提示責任は弁護側ソリシターにあると我々は考えている。警察の義務は、裁判の前に、アリバイをチェックし、それと矛盾するかもしれない資料を検討することである。彼らには、アリバイが全体として適切に裁判所に提出されているかを検討する責任はない。

現行の実務は、警察が弁護側のアリバイ証人に面接することを許しているが、それは通常、弁護側ソリシターが望めば彼の同席のもとでの面接となる。ドーティーとヴィラークの事件はこの点を巡って発生する種々の困難を例証している。訴追側証人がそうであるように、弁護側も証人から得られた証言を訴追側に提供することが好ましいと我々は考えている。警察は適切な証言が提供されない事例に限ってのみ弁護側証人に面接すべきであると我々は勧告する。

被告人は、1967年刑事司法法第11条に基づいて提出されたアリバイの通知に、彼が自分のアリバイ立証のために必要な文書を加えることができる。

アリバイ証人から供述をとるために警察が用いる書式は、供述が訴追側の主張の一部として提出されることが合理的に明らかなき以外は、偽証による訴追の可能性についての言及を含んではならない。

ソリシターに対して、アリバイ証人を面接したいと警察から通知があったときには、可能であれば、彼は面接が自分の事務所で行われるように手配すべきである。

ドーティーとヴィラークの事件に照らして、適切な機関は、提供される報酬の基準も含めて、アリバイの抗弁を行ううえでの現行の手配が満足いくものであるかどうか、もし不満足である場合にどのような代替が必要か、を考えるよう要請されるべきである。

#### IV 公判後の手続

8.21 ドーティーの事件は、控訴院の前に新証拠を得る方法の困難さを例証している。我々が考えるに、これらの困難は、もし被告人が自分にとって最善なように自分の事件を公判と上訴のどちらに持ち出すのかについての選択肢を与えられえないのであれば、新証拠の導入を採用する一般的な準則として裁判所が拘束される制限から生起するものである。我々は、通常の法施行と一致する限りは新証拠の許可が最大限であるべきだと考えてはいるものの、控訴院に適用される現行法に対して何らかの代替案を勧告することはできない。もし法がある特定の事例について困難を作り出しているのなら、内務大臣による逆照会（レファレンスバック）によって扱われるのが現状では最善だと我々は考える。

8.22 もし弁護士が新証拠を許可されるだろう合理的な機会があることを助言できるならば、法律扶助の一般準則によれば、新証拠を上訴で必要とする上訴

人にはソリシターによるサービスが通常保障されるべきである。1974年6月の実務ノート（ドーティ事件の後に発行された）が、もし緩やかに解釈されるなら、この目的を達成するだろう。

もし証拠が公判で利用可能であるにもかかわらず使われていない場合には、新しいソリシターと弁護士が準則によって選任されねばならない。

8.23 ヴィラーグ事件において、内務省内では新証拠を紹介する手紙を受理してから警察が捜査を開始するまでの期間は極めて長かった。信じられるように見える新証拠が出てきた事件では2つの問いをまず区別するように勧告する。第1の問いは有罪を覆すか否かということではなく、新証拠が単に事件の状況を変えるか否かである。もし状況を変えるのであれば、警察が新しい捜査の形をとるか完全に再捜査の形をとるかとは別として、即座に全体的な調査の必要が生じる。第2の問いは、捜査の結果として有罪判決の正しさに疑いが投げかけられることになるかどうかということである。

8.24 第2の問いについて、現在内務省で適用されている審査は硬直しすぎていると我々は考えている。その審査は挙証責任の転換に近い。我々は審査は控訴院で適用されるべきだと考えている。つまり、全ての重要な資料の再吟味の後、有罪判決が安全で満足がいくとみなされるか否か、ということである。控訴院への照会ではなく（内務省）内での調査という形式をとる場合には、新証拠が全て審査されたかどうかを保証するのは難しいということをお我々は認識している。我々は、控訴院への照会に適さない事例を取り扱う独立の再審理機関を設置する可能性について研究すべきだと勧告する。

## V マジストレイト裁判所

8.25 多くの理由によって、我々の提案の適用は、正式起訴に基づく公判に限

定するように決めていた。しかし、もし我々の主たる勧告が受け入れられれば、マジストレイトたちも同一性に関する紛争を判断するときには、刑事法院で適用される原理を考慮すべきである。

ソリシターは、最も早い機会に、同一性を争うという被告人の意思表示を裁判所と訴追側に通知するように期待されている。それが行われなるときには、アリバイを捜査する目的のために休廷が保証されなければならない。

同一性が争われている場合、マジストレイトは被告人席同一性識別のみに基づいて行動することにとられるべきではない。十分な理由なしに同一性識別パレードが省略されたと考えるときは特にそうである。

## VI 全 般

8.26 我々の勧告を実施するためには、新しい法令か部分的に新しい法令が必要であろう。しかし我々は制定法の変更を最小限におさえている。というのも、我々は同一性が争われる事例を扱うことに関係する全ての人たち—警察、ソリシター、バリスター、裁判官、マジストレイト、陪審——が、このような事例に固有の諸問題とこれらに包含される危険への意識について、その態度が変わることが最も必要だと信じているからである。この変化は法と実務との判例による発展によって引き起こされるのが最もよい。我々はこのようなことを引き起こす方向性を既に示してきた。こうした経緯は要約の形にはなっていないが、裁判官にとって有用であることをあえて我々は期待する。

8.27 同一性に関する事例は、滅多に起こらないということもあって、扱いが難しい。このような事例に直面した全ての専門家——特に、ソリシター、バリスター、裁判官、マジストレイト——にとって、適用できる法ならびに手続や考慮すべき関連要因についての陳述書が1カ所に集められていれば大きな助け



になると我々は考えている。もし我々の勧告が受け入れられれば、1つの法令と2つの新しい規則ができるだろう。我々が述べてきたように、それらは裁判官や弁護士が知る必要がある全てのことを含んでいるわけではない。説示で示される要点についてのアドバイスは既に裁判所によって示されている。例外的事例と追加的証拠の構成についての我々の観察は、結局は裁判所によって決定されるものではあるが、その出発点として使用されるべきである。我々は、全ての資料とこの件について心に留めるべきガイダンスを含んだ小冊子を内務省が発行すべきだと勧告する。このことはマジストレイトにとっても本質的に重要であり、我々は関連する原理を一般的な方法で適用するように求めてきた。そして、このことは果たすべき司法上の義務がある全ての他の人々に対しても非常に有用だろう。そういった問題を把握することが極めて重要となる警察官の訓練にとっても価値があるはずである。

---

最後に、我々は秘書のJ・C・ヒンドレイ氏に多大な感謝を表したい。我々の仕事は非常に多くの資料を研究することを含んでいた。我々が特に調査した2つの事例は、それぞれ大量の文書資料から成っていた。したがって、当報告書の大部を構成する、我々の検討した広範な質問についていえば、我々は多くの意見を受け、多くの調査を行い多くの回答を得た。これら全てのことに對するヒンドレイ氏の強力な把握力と細部への精通力は我々にとって不可欠なものであった。

デブリン

キャサリン・フリーマン

ジュルミー・ハッチンソン

フィリップ・ナイツ

J. クリフォード・ヒンドレイ (事務局長)

(訳：佐藤 達哉)

## デブリン卿レポート試訳終了にあたって

福島大学・法と心理学研究会

今回の(4)をもって「内務大臣に対する刑事事件における同一性識別証拠に関する部門報告 (Report to the Secretary of State for the Home Development of the Departmental Committee on Evidence of the Identification in Criminal Cases)」の試訳掲載を終了する。

すでに「連載にあたって(『行政社会論集』第11巻、4-126、1998)」で述べたように、本研究会では全分担者が一同に会しての研究会方式で訳を検討したうえで試訳を発表してきた。この研究会には私たちメンバー以外に、庭山英雄(元専修大学法学部、2000年度福島大学行政社会学部講師)、黒沢香(千葉大学文学部)、浅井千絵・畑野智栄(共に千葉大学自然科学研究科)の各氏の参加を得ており、訳の検討の上で極めて有意義な会であったと言える。会に参加していただいたメンバー諸氏に深く感謝したい。もちろん、単なる分担訳ではないとはいえ、各章の責任は翻訳担当者にあり、読者諸賢におかれては至らない点について引き続きご批判ご指導をお願いしたい。

なお、このデブリンレポートについては、2000年秋に信山社より単行本として刊行する予定である(庭山英雄監訳『同一性識別の法と科学』)。その際には今までにいただいたご指導を基に訳文を修正すると共に、試訳連載時には訳出していない付録についても訳出するので併せて参照されたい。

最後に今回の訳を含めた本誌掲載号を紹介しておく。

- デブリン卿レポート試訳(1) 行政社会論集、11、4-126、1998。
- デブリン卿レポート試訳(2) 行政社会論集、12、129-201、1999。
- デブリン卿レポート試訳(3) 行政社会論集、13、75-133、2000。
- デブリン卿レポート試訳(4) 行政社会論集、13、123-156、2000。